

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A－1 次の記述は、船舶局の免許がその効力を失ったときに執るべき措置等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）及び電波法施行規則（第42条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 A ならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、船舶局の衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置については、 C とする。
- ⑥ ④（電波法第78条）の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けなければ	3 箇月以内	電池を取り外すこと
2 総務大臣の許可を受けなければ	1 箇月以内	送信機を撤去すること
3 その旨を総務大臣に届け出なければ	3 箇月以内	送信機を撤去すること
4 その旨を総務大臣に届け出なければ	1 箇月以内	電池を取り外すこと

A－2 漁船の船舶局の免許人が混信の除去その他特に必要があるため、その免許状に記載された周波数及び空中線電力を変更しようとするときはどうしなければならないか。電波法（第19条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣に周波数及び空中線電力の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けなければならない。
- 2 周波数及び空中線電力を変更した後、総務大臣に免許状を提出し、免許状の訂正を受けなければならない。
- 3 総務大臣に周波数及び空中線電力を変更した旨届け出るとともに、その後最初に行われる定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）においてその確認を受けなければならない。
- 4 あらかじめ総務大臣に周波数及び空中線電力を変更する旨届け出なければならない。

A－3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ A なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の C に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 総務大臣の許可を受け	空中線電力及び実効輻射電力	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 総務大臣に届け出	空中線電力及び実効輻射電力	技術基準
4 総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準

A－4 次の記述は、海上移動業務の無線局等の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等（注）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の無線設備の A （「主任無線従事者」という。）として選任された者であって総務大臣にその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

② B の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で C に関するもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、電波法施行規則第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）に定めるもの

A	B	C
1 管理及び運用を行う無線従事者	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	遭難通信又は緊急通信
2 管理及び運用を行う無線従事者	無線電信	遭難通信、緊急通信又は安全通信
3 操作の監督を行う者	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	遭難通信、緊急通信又は安全通信
4 操作の監督を行う者	無線電信	遭難通信又は緊急通信

A－5 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。

A－6 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「各局」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

A－7 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- 1 応答の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、応答の際に送信する事項の「通報の周波数等」にその電波の周波数等では通報を受信することができない旨を明示するものとする。
- 2 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも15分間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- 3 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあっては5分以内に応答するものとする。
- 4 応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
(1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等 (7) 終了信号

A－8 次の記述は、免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(5)までに掲げる通信は、①の(6)の「その他総務省令で定める通信」とする。
(1) 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
(2) B
(3) 漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間で行う C
(4) 気象の照会又は時刻の照合のために行う海岸局と船舶局との間の通信
(5) (1)から(4)までに掲げる通信のほか、電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）に定めるもの

A	B	C
1 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の漁撈の指導監督に関する通信
2 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	船位通報に関する通信	国又は地方公共団体の事務の周知に関する通信
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の事務の周知に関する通信
4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	船位通報に関する通信	国又は地方公共団体の漁撈の指導監督に関する通信

A－9 次の記述は、義務船舶局の遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 A 、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておくなければならない。
- ② 遭難自動通報設備を備える義務船舶局の免許人は、①により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 B 、これを保存しなければならない。

A	B
1 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間
2 1年以内の期間ごとに	当該試験をした日以後に最初に行われる無線局の検査の日まで
3 1箇月以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間
4 1箇月以内の期間ごとに	当該試験をした日以後に最初に行われる無線局の検査の日まで

A－10 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第54条及び第66条）及び無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害する虞のある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 船舶局における遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し又は遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。
- 3 船舶局は、遭難通信を行う場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であって通信を行うために必要最小のものでなければならない。
- 4 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A－11 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第68条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局及び船舶局は、 A 安全通信を取り扱わなければならない。
- ② 海岸局及び船舶局は、 B 又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が C その安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 速やかに、かつ、確実に	安全信号	自局に関係のないことを確認するまで
2 速やかに、かつ、確実に	警急信号若しくは安全信号	終了するまで
3 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	警急信号若しくは安全信号	自局に関係のないことを確認するまで
4 遭難通信に次ぐ優先順位をもって	安全信号	終了するまで

A－12 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを A に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 B しなければならない。

A	B
1 その船舶の責任者	これに応答
2 その船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関	これに応答
3 その船舶の責任者	これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報
4 その船舶の責任者及び海上保安庁その他の救助機関	これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報

A－13 次に掲げる場合のうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の発射する電波の周波数の偏差が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波の高調波の強度等が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 3 無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の周波数の幅が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A－14 無線局の免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。
- 3 速やかにその措置の内容を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 その措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。

A－15 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難通信は、MF、HF及びVHFの地上無線通信の使用並びに衛星技術を使用する通信による。遭難通信は、すべての他の送信に対し A を有しなければならない。
- ② 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く通報は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の B に基づいてのみ送信されなければならない。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が C にさらされており、かつ即時の救助を求めていることを示す。

A	B	C
1 できる限り第一の優先順位	局の責任者の権限	重大で急迫な危険
2 できる限り第一の優先順位	責任者の権限	危険
3 絶対的な優先順位	局の責任者の権限	危険
4 絶対的な優先順位	責任者の権限	重大で急迫な危険

B－1 義務船舶局の無線設備に関する次の記述のうち、無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、F3E電波156.8MHzを使用するものの空中線は、船舶のできる限り航海船橋の近くに設置されたものでなければならない。
- イ 無線設備規則第38条（義務船舶局等の無線設備の条件）第2項の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ウ 義務船舶局の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、遭難通信及び航行の安全に関する通信を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- エ 義務船舶局に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
- オ 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。

B－2 海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務としてこの規定に定めるところに適合するものを1、この規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- イ 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- ウ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- エ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに、総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。
- オ 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。

B－3 次の記述は、海上移動業務における緊急通信の取扱い等について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の ア その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局及び船舶局は、 イ に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ③ 海岸局及び船舶局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が ウ の間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合には、少なくとも エ ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ④ 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局又は オ に通報する等必要な措置をしなければならない。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 1 危険に陥った場合又は陥る ^{おそれ} 虞がある場合 | 2 危険に陥る ^{おそれ} 虞がある場合 |
| 3 遭難通信 | 4 安全通信 |
| 5 自局に関係のないことを確認するまで | |
| 6 終了するまで | 7 1分間 |
| 8 3分間 | |
| 9 船舶局の責任者 | 10 船舶の責任者 |

B－4 次の記述は、海上移動業務の無線局の総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) ア を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、 イ とき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、 エ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあっては、 オ 、安全通信にあっては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信又は安全通信 | 2 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 |
| 3 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた | 4 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた |
| 5 無線通信の秩序の維持 | 6 無線通信の円滑な疎通 |
| 7 免許人 | 8 免許人又は無線従事者 |
| 9 当該通報を発信したときに限り | 10 当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領したときに限り |

B－5 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに記載しなければならない事項に該当しないものを2として解答せよ。

- ア 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- イ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置
- ウ 無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容
- エ 通信のたびごとに、次の①から④までの事項
 - ① 通信の開始及び終了の時刻
 - ② 相手局の識別信号
 - ③ 自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数
 - ④ 相手局から通知を受けた事項の概要
- オ 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容